

第 **112** 期

定時株主総会 招集ご通知

お土産の配付中止について

ご出席株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



<https://s.srdb.jp/6998/>

開催日時

2023年6月29日（木曜日）午前10時

開催場所

福岡市博多区美野島一丁目2番8号
NTビル 10階大会議室

目次

株主の皆様へ	1
第112期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	6

決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第2号議案** 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第3号議案** 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新及び当該対応方針の対抗措置である新株予約権の無償割当てに関する権限を取締役会に委任する件

- 事業報告 39
- 会場ご案内図 裏表紙

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご支援・ご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第112期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業年度に関する定時株主総会の招集ご通知をお送りいたします。

株主の皆様におかれましては、今後もより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2023年6月

取締役社長 後藤 信志

経営 理念

当社は、以下の経営理念のもと、世界の人々の明るい未来を実現すべく、来たる創立100周年（2031年）に向けて、大きな成長を遂げることができるよう、企業価値の向上に取り組んでまいります。

■ 企業理念 | Our Corporate Philosophy

日本タングステンは、世界の人々と従業員の明るい未来を実現するために

- マテリアルからはじまる価値創造に挑戦し続けます。
- 常にNo.1を目指し、かけがえのない存在であり続けます。

■ 行動規範 | Our Way

私たちは、情熱を持って、失敗を恐れずチャレンジします。

私たちは、当事者意識を持って、すぐ行動しやり遂げます。

私たちは、相手の立場になって、期待以上で応えます。

2023年6月8日

株 主 各 位

福岡市博多区美野島一丁目2番8号
日本タングステン株式会社

取締役社長 後 藤 信 志

第112期定時株主総会招集ご通知

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時

2. 場 所 福岡市博多区美野島一丁目2番8号
NTビル 10階大会議室

3. 目的事項

報告事項

1. 第112期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第112期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第3号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新及び当該対応方針の対抗措置である新株予約権の無償割当てに関する権限を取締役会に委任する件

- 本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

▶ 当社ウェブサイト

<https://www.nittan.co.jp/ir/soukai.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」または証券コード(6998)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

▶ 東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



- 株主の皆様にご送付している書類には、法令及び定款第15条第2項の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。

「会社の株式に関する事項」「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人に関する事項」「会社の体制及び方針」「連結計算書類」「計算書類」「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書」「会計監査人の監査報告書」「監査等委員会の監査報告書」

なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告の一部、連結計算書類及び計算書類であります。

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ及び東京証券取引所ホームページに掲載いたします。

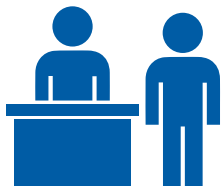
当日ご出席いただけない場合には、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2023年6月28日(水曜日)午後5時20分までに到着するようご返送くださるか、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ当社の指定するウェブサイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)より2023年6月28日(水曜日)午後5時20分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会
開催日時

2023年6月29日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主の方1名に委任することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

株主総会にご出席いただけない場合



書面（郵送）による
議決権行使の場合



電磁的方法（インターネット）
による議決権行使の場合

行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後5時20分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後5時20分入力完了分まで

次頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

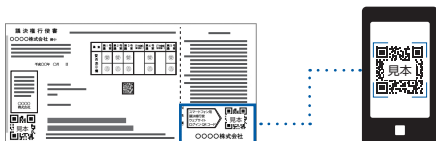
議決権行使書と電磁的方法（インターネット）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

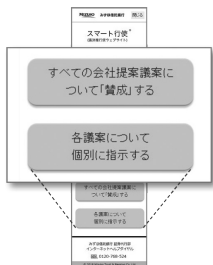
「スマート行使」 (スマートフォン等でQRコード®を読み取る方法)

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

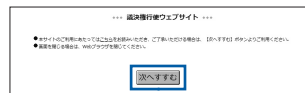
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

パソコン向けサイト

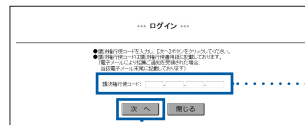
議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

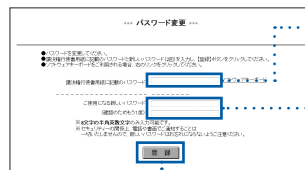
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、指名・報酬諮問委員会（過半数が社外取締役に構成）で十分な審議を経た上で、取締役会において決議しております。

監査等委員会は、各取締役候補者について、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価した上で、取締役候補者として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	候補者名	当社における地位及び重要な兼職先	取締役在任年数 (本総会終結時)	取締役会への出席状況
1	再任 後藤 信志	代表取締役 取締役社長 社長執行役員	13年	100% (13回/13回)
2	再任 毛利 茂樹	取締役 常務執行役員 事業統括責任者、品質保証担当、電機部品事業本部・事業支援本部担当	6年	100% (13回/13回)
3	再任 中原 賢治	取締役 執行役員 経営企画・開発技術センター担当 兼 基 山工場長 上海恩悌三義実業发展有限公司董事長	4年	100% (13回/13回)
4	再任 原口 寿	取締役 執行役員 経営管理本部長、コンプライアンス担当	1年	100% (11回/11回)
5	新任 社外 西山 勝 独立	— 九州電力株式会社常務執行役員	—	—

(注) 原口寿氏の取締役会の出席状況は、2022年6月29日就任後に開催した取締役会のみを対象としております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者及び執行役員の専門性と経験（スキルマトリックス）

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の専門性と経験は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地	位	専門性と経験									
				企業経営	グローバル	製造/品質管理	研究開発/知的財産	企画・マーケティング/営業	ガバナンス/法務/コンプライアンス	人事/人財開発	財務/会計	サステナビリティ	
1	再任 後藤 信志		代表取締役社長執行役員	●	●	●		●					
2	再任 毛利 茂樹		取締役常務執行役員	●	●	●	●	●					
3	再任 中原 賢治		取締役執行役員	●	●	●							●
4	再任 原口 寿		取締役執行役員	●					●	●	●		●
5	新任 社外 西山 勝		—	●	●			●			●		●

- ・当社は、執行役員制度を導入しております。本株主総会終結後に開催される取締役会において選任予定である取締役を兼務しない執行役員の専門性と経験は、次のとおりであります。

氏名	地	位	専門性と経験										
			企業経営	グローバル	製造/品質管理	研究開発/知的財産	企画・マーケティング/営業	ガバナンス/法務/コンプライアンス	人事/人財開発	財務/会計	サステナビリティ		
味富 晋三		執行役員	●		●	●	●						●

候補者
番号

1

再任

ごとうしんじ
後藤信志 (1959年3月19日生) 所有する当社株式の数 23,589株

略歴、地位及び担当

1982年4月 当社入社
2006年6月 当社金材部品部長兼飯塚工場長
2010年4月 当社営業部長
2010年6月 当社取締役営業部長
2010年12月 当社取締役四平恩梯タングステン高技術材料有限公司総経理
2014年4月 当社取締役ものづくり推進担当
2014年6月 当社取締役ものづくり推進担当兼基山工場長
2016年4月 当社取締役開発技術センター担当
2016年6月 当社代表取締役 取締役社長 社長執行役員(現任)

重要な兼職の状況 なし

【選任理由】

同氏は、2010年に取締役に就任し、営業、技術、製造、及び海外子会社の経営で培った、豊富な業務経験と当社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務等において、高い見識を有しております。また、2016年からは当社代表取締役として、渉外及び業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしております。

以上の経歴を踏まえ、本人の経験・見識等を総合的に勘案し、引き続き取締役候補者として適任と判断いたしました。

候補者
番号

2

再任

もう り しげ き
毛 利 茂 樹

(1958年4月19日生)

所有する当社株式の数

9,911株

略歴、地位及び担当

1982年4月 当社入社
2007年6月 当社セラミック部長兼宇美工場長
2010年4月 当社超硬部品部長
2012年4月 当社電材部品部長
2014年4月 上海電科電工材料有限公司総経理
2015年7月 当社超硬部品部長兼上海電科電工材料有限公司総経理
2016年4月 当社機械部品事業本部長兼超硬部品部長
2016年6月 当社執行役員機械部品事業本部長兼超硬部品部長
2017年3月 上海恩悌三義実業发展有限公司董事長
2017年4月 当社執行役員機械部品事業本部長、開発技術センター担当
2017年6月 当社取締役執行役員機械部品事業本部長、開発技術センター担当
2019年4月 当社取締役執行役員事業・開発技術統括責任者兼機械部品事業本部長
2019年6月 当社取締役常務執行役員事業・開発技術統括責任者
2020年4月 当社取締役常務執行役員事業・開発技術統括責任者、品質保証担当
2023年4月 当社取締役常務執行役員事業統括責任者、品質保証担当、電機部品事業本部・事業支援本部担当（現任）

重要な兼職の状況 なし

【選任理由】

同氏は、2016年に執行役員、2017年からは取締役就任し、開発、技術、製造、営業及び海外子会社経営で培った豊富な業務経験と高い見識を有しております。また、2019年からは取締役常務執行役員として、当社の事業・開発統括等を担い、経営全般の業務執行及びその監督等において、適切な役割を果たしております。

以上の経歴を踏まえ、本人の経験・見識等を総合的に勘案し、引き続き取締役候補者として適任と判断いたしました。

候補者
番号

3

再任

なか はら けん じ
中原賢治 (1965年1月31日生) 所有する当社株式の数 6,933株

略歴、地位及び担当

1989年4月 ファナック株式会社入社
1996年1月 当社入社
2012年4月 当社超硬部品部長
2015年7月 当社超硬部品部ダイカッター事業推進室長
2016年4月 当社機械部品事業本部超硬部品部ダイカッター事業推進室長
2016年8月 NIPPON TUNGSTEN USA,INC.社長
2017年4月 当社機械部品事業本部超硬部品部長
2018年4月 当社機械部品事業本部副本部長
2018年6月 当社執行役員機械部品事業本部副本部長
2019年6月 当社取締役執行役員機械部品事業本部長
2021年1月 上海恩悌三義実業发展有限公司董事長 (現任)
2021年4月 当社取締役執行役員電機部品事業本部長
2022年4月 当社取締役執行役員電機部品事業本部長兼経営企画担当兼基山工場長
2023年4月 当社取締役執行役員経営企画・開発技術センター担当 兼 基山工場長 (現任)

重要な兼職の状況 上海恩悌三義実業发展有限公司董事長

【選任理由】

同氏は、2018年に執行役員、2019年からは取締役に就任し、技術、製造及び海外子会社経営で培った豊富な業務経験と高い見識を有しております。また、サステナビリティ経営体制の構築においては、サステナビリティ経営準備委員会の委員長として当社のパーパス及びマテリアリティの策定等に参画したほか、業務執行及びその監督等において、適切な役割を果たしております。

以上の経歴を踏まえ、本人の経験・見識等を総合的に勘案し、引き続き取締役候補者として適任と判断いたしました。

候補者
番号

4

再任

はら
原

ぐち
□

ひさし
寿

(1963年7月13日生)

所有する当社株式の数

4,093株

略歴、地位及び担当

1986年4月 ロイヤル株式会社（現ロイヤルホールディングス株式会社）入社
2006年4月 当社入社
2014年4月 当社経営管理部長
2016年4月 当社経営管理本部経営管理部長
2018年4月 当社経営戦略本部経営支援部長
2019年4月 当社経営戦略本部副本部長兼経営支援部長
2019年6月 当社執行役員経営戦略本部副本部長兼経営支援部長
2020年4月 当社執行役員経営管理本部副本部長兼経営管理部長
2022年6月 当社取締役執行役員経営管理本部長、コンプライアンス担当（現任）

重要な兼職の状況 なし

【選任理由】

同氏は、2019年に執行役員、2022年からは取締役役に就任し、財務、ガバナンス・法務・コンプライアンス及び人事で培った豊富な業務経験と高い見識を有しております。また、サステナビリティ経営体制の構築においては、サステナビリティ経営準備委員会の委員として当社のパーパス及びマテリアリティの策定等に参画したほか、業務執行及びその監督等において、適切な役割を果たしております。

以上の経歴を踏まえ、本人の経験・見識等を総合的に勘案し、引き続き取締役候補者として適任と判断いたしました。

候補者
番号

5

新任

社外

独立

にし やま まさる
西 山 勝 (1963年8月24日生) 所有する当社株式の数 一 株

略歴、地位及び担当

1986年 4月 九州電力株式会社入社
2019年 6月 同社執行役員国際室長
2021年 6月 同社上席執行役員コーポレート戦略部門長
2022年 6月 同社常務執行役員コーポレート戦略部門長（現任）

重要な兼職の状況 九州電力株式会社常務執行役員

【選任理由及び期待される役割の概要】

同氏は、現在、九州電力株式会社の要職を担っており、企業経営をはじめ、経営企画や海外事業面において豊富な経験と高い見識を有しております。選任においては、当社の経営戦略面、特に海外事業展開において、適宜ご意見と助言をいただけることを期待し、社外取締役候補者として適任と判断いたしました。

【独立性について】

同氏は、九州電力株式会社の常務執行役員に就任しております。当社は太陽光発電を行っており、九州電力株式会社に売電しておりますが、年間売上高に占める割合は、0.5%未満と軽微であります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 西山勝氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は当社が定めた「独立社外役員選任基準」を満たしております。
なお、当社は同氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、西山勝氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結する予定であります。責任限定契約の内容については事業報告「会社役員に関する事項」[(1) 取締役の状況(2023年3月31日現在)]の注記7に記載のとおりであります。
4. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、当該保険契約では、特約部分も合わせ、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険により填補することとしております。なお、保険料は特約部分も含めて会社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。全ての取締役候補者は取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約は2023年7月に同様の内容で更新する予定としております。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

現在の監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）小田昌彦氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員候補者の選任にあたりましては、指名・報酬諮問委員会（過半数が社外取締役で構成）で十分な審議を経た上で、取締役会において決議しております。

本議案を本定時株主総会に提出することにつきましては、監査等委員会の同意を得ております。

本議案が原案どおり可決されますと、監査等委員会の構成は次のとおりとなります。

選任後の監査等委員会の構成（予定）

氏名	当社における地位 及び重要な兼職先	監査等委員 在任年数 (本総会 終結時)	取締役会へ の出席状況	監査等 委員会への出 席状況
現任 いまさと しゅういち 今里 州一	常勤監査等委員	5年	100% (13回/13回)	100% (13回/13回)
現任 ひさどめ かずお 久留 和夫	監査等委員 久留公認会計士事務所代表	5年	92% (12回/13回)	92% (12回/13回)
社外 独立				
再任 おだ まさひこ 小田 昌彦	監査等委員 —	4年	100% (13回/13回)	100% (13回/13回)
社外 独立				
現任 すぎはら ともか 杉原 知佳	監査等委員 三浦・奥田・杉原法律事務所 共同経営弁護士	3年	100% (13回/13回)	100% (13回/13回)
社外 独立 女性				

監査等委員候補者及び監査等委員の専門性と経験（スキルマトリックス）

・ 監査等委員候補者及び監査等委員の専門性と経験は、次のとおりであります。

氏名	地位	専門性と経験								
		監査	グローバル	製造/品質管理	研究開発/知的財産	企画・マーケティング/営業	ガバナンス/法務/コンプライアンス	人事/人財開発	財務/会計	サステナビリティ
現任 今里 州一	常勤監査等委員	●	●	●		●				
現任 社外 久留 和夫	監査等委員	●							●	
再任 社外 小田 昌彦	監査等委員	●	●		●	●				
現任 社外 女性 杉原 知佳	監査等委員	●						●	●	

お だ まさ ひこ
小 田 昌 彦

(1954年12月30日生) 所有する当社株式の数

— 株

再任

社外

独立

略歴、地位及び担当

1977年 4月 株式会社安川電機入社
1999年 3月 米国安川電機株式会社 副社長
2006年 3月 株式会社安川電機技術開発本部技術企画グループ長
2010年 3月 同社経営企画室グローバル経営管理グループ長
2014年 3月 同社経営企画室経営企画担当
2014年 6月 同社監査役（常勤）
2015年 6月 同社取締役監査等委員（監査等委員会委員長）
2018年 5月 同社退任
2019年 6月 当社取締役監査等委員（現任）

重要な兼職の状況 なし

【選任理由及び期待される役割の概要】

同氏は、株式会社安川電機において要職を担った経験があり、海外での業務経験、技術及び監査役としての豊富な経験や見識を有しております。2019年からは当社監査等委員に就任し、特に国内外の事業戦略や経営企画さらには技術面において客観的な立場から意見を述べるとともに、監査等を行っております。

以上を踏まえ、引き続き上記の役割に期待し、監査等委員候補者としました。

【独立性について】

同氏は、2018年5月の退任まで株式会社安川電機の監査役及び監査等委員などの要職に就いておりましたが、同氏が監査役に就任した2014年以降、当社と株式会社安川電機との間には取引関係、資本関係はありません。

- (注) 1. 小田昌彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小田昌彦氏は、社外監査等委員候補者であります。また、同氏は当社が定めた「独立社外役員選任基準」を満たしております。
なお、当社は同氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 当社は、小田昌彦氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する責任限定契約を締結しております。また、同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で上記契約を継続する予定であります。
責任限定契約の内容については事業報告「会社役員に関する事項」〔(1) 取締役の状況(2023年3月31日現在)〕の注記7に記載のとおりであります。
4. 小田昌彦氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、当該保険契約では、特約部分も合わせ、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険により填補することとしております。なお、保険料は特約部分も含めて会社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。取締役候補者は監査等委員に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約は2023年7月に同様の内容で更新する予定としております。

(ご参考)

社外役員の独立性についての当社の考え方

独立社外役員選任基準

当社は、社外役員又はその候補者が、以下のいずれにも該当しない場合、独立性を有している者と判断する。

- (1) 当社及び子会社の業務執行者である者、又は過去10年以内に業務執行者であった者
- (2) 当社又は子会社の主要な取引先で、現在又は直近3事業年度のいずれかにおいて年間連結総売上高の2%以上の支払いを受けた、又は行った者の業務執行者である者
- (3) 現在又は直近3年間において当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関等の業務執行者である者
- (4) 当社又は子会社から過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている団体等に所属する者
- (5) 法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントであって、当社又は子会社から役員報酬以外で、過去3年間の平均で年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者
- (6) 当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主たる法人等の業務執行者である者
- (7) (1) から (6) までに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

以 上

第3号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新及び当該対応方針の対抗措置である新株予約権の無償割当てに関する権限を取締役に委任する件

当社は、2008年5月11日開催の当社取締役会において、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針を導入し、直近では2020年6月26日の当社第109期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続(以下「現対応方針」といいます。)しておりますが、その有効期間は2023年6月29日開催予定の当社第112期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終結時までとなっております。当社では現対応方針継続後も買収防衛策に関する諸々の動向を踏まえ当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益をより一層確保し、向上させるための取組みとして、現対応方針の内容について更なる検討を進めてまいりました。

その結果、当社は2023年5月19日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現対応方針として更新(以下、改定された買収防衛策を「本対応方針」といいます。)することを決定いたしました。

本議案は、①当社定款第11条第1項の定めに基づき、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、下記の本対応方針を導入すること及び②同項の定めに基づき、本対応方針の対抗措置としての新株予約権の無償割当ての決定権限を取締役に委任することについて、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同をもってご承認をお願いするものです。

なお、本対応方針は、その導入を決定した当社取締役会において、出席取締役全員の賛成により決定されたものです。

本対応方針の詳細は、下記のとおりであります。

記

本対応方針の内容

本対応方針の内容は下記のとおりですが、本対応方針に関する手続の流れにつきましては、別紙1「本対応方針の概要(大規模買付行為が開始された場合のフローチャート)」にその概要をフローチャートの形でまとめていますので、併せてご参照下さい。

(1) 大規模買付ルールの設定

本対応方針においては、次の①若しくは②に該当する行為又はこれらに類似する行為(但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。

す。)がなされ、又はなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

- ①当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
- ②当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(a)「大規模買付意向表明書」の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役社長に対して、本対応方針に定められた手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)に従う旨の誓約等を日本語で記載した「大規模買付意向表明書」を提出していただきます。

「大規模買付意向表明書」には、具体的には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 大規模買付者の概要

- ① 氏名又は名称及び住所又は所在地
- ② 代表者の氏名
- ③ 会社等の目的及び事業の内容
- ④ 大株主又は大口出資者(所有株式数又は出資割合上位10名)の概要
- ⑤ 国内連絡先
- ⑥ 設立準拠法

(ii) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、及び、大規模買付意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

(iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要(大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的の概要(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。)を含みます。)

(iv) 大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、「大規模買付意向表明書」の提出にあたっては、商業登記簿謄本、認証された定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

(b)「大規模買付情報」の提供

上記(a)に記載の「大規模買付意向表明書」をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な日本語で記載された情報(以下「大規模買付情報」といいます。)を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報の提供を受けた場合には速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。

まず、当社は、大規模買付意向表明書を提出していただいた日から10営業日(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載したリスト(以下「大規模買付情報リスト」といいます。)を上記(a)(i)⑤に記載の国内連絡先宛に発送し、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従った十分な情報を当社取締役会に提供していただきます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとしませんが、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の外部専門家等(以下「外部専門家等」といいます。)の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。また、大規模買付者が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- ①大規模買付者及びそのグループの詳細(その名称、沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式の総数、代表者、役員及び社員その他構成員の氏名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況、並びに直近2事業年度の財政状態、経営成績その他の経理の状況、並びに、大規模買付者のグループの関係(資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みますが、これらに限られません。)の概略を含みます。)

- ②大規模買付行為の目的(大規模買付意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容)、方法及び内容(大規模買付行為の適法性に関する意見を含みます。)
- ③大規模買付行為に係る買付対価の種類及び金額(有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載していただきます。)、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯(算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。)
- ④大規模買付行為に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先の概要(預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。)
- ⑤大規模買付者グループによる当社の株券等の過去の取得時期及び当該時期毎の取得数・取得価額、並びに、当社の株券等の過去の売却時期及び当該時期毎の売却数・売却価額
- ⑥大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下「担保契約等」といいます。))がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑦大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- ⑧支配権取得又は経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画及び議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人(日本以外の国におけるものも含みます。))に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内

容・実績等。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性

- ⑨純投資又は政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性
- ⑩重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑪大規模買付行為の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- ⑫大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- ⑬大規模買付行為に際して第三者との間で当社の株券等に関する取得、譲渡及び権利行使について意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- ⑭当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容

なお、当社は、大規模買付者から大規模買付意向表明書を提出していただいた場合には、その旨を速やかに開示し、また、大規模買付者から提供された情報(大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかった情報については、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。)が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を株主の皆様の開示いたします。

また、当社は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、速やかにその旨を大規模買付者に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、その旨を開示いたします。

(c)取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価・検討等の難易度等に応じて、対価を金銭(円貨)のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間(いずれの場合も初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(3)(b)(ii)に記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間(初日不算入)延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時且つ適切に開示いたします。

大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主総会を招集する場合には、下記(3)(b)(ii)をご参照下さい。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

(2) 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(a) 対抗措置発動の条件

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することができることといたします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する大規模買付情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。具体的には、別紙2「当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる類型」に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合又は該当すると客観的且つ合理的に疑われる事情が存する場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものと考えます。

(b) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、当社取締役会の決議に基づき、概要を別紙3「本新株予約権の概要」に記載する新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行います。但し、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを当社定款第11条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあります。また、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

(3) 本対応方針の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

(a) 本対応方針の導入等に関する株主の皆様ご意思の確認

本対応方針は、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として効力が生ずるものとします。また、本定時株主総会における本対応方針の導入の承認決議は、当社定款第11条第1項の規定に基づき、本対応方針に定める条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただく決議でもあります。

なお、かかる議案が承認されなかった場合には、本対応方針は導入されないものとし、現対応方針についても本定時株主総会の終結時において有効期間の満了により終了いたします。

(b) 独立委員会の設置及び諮問等の手続

(i) 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様ご共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、その概要を別紙4「独立委員会規程の概要」に記載する独立委員会規程に基づき、当社取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。本対応方針の独立委員会の委員には、西山勝氏、久留和夫氏、小田昌彦氏及び杉原知佳氏の合計4名に就任いただく予定です。なお、各委員の略歴は、別紙5「独立委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

独立委員会は、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付行為の具体的内容及び当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、取締役会評価期間内に、本対応方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は独立委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本対応方針に従って対応を決定するものとします。

独立委員会は、独自に又は当社取締役会等を通して、大規模買付者に対し、大規模買付情報の追加提供、協議・交渉等を求める場合があります。大規模買付者は、これに速やかに応じなければならないものとします。

独立委員会は、大規模買付者から大規模買付意向表明書及び大規模買付情報が提出された場合には、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上という観点から、当社取締役会の経営計画等及び当社取締役会による当社の企業評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対して、適宜回答期限(取締役会評価期間内において原則として最長30日とします。)を定めた上で、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の内容に対する意見並びにその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等(以下「当社取締役会情報」といいます。)を提示するよう要請することがあり、当社取締役会はこれらに応じるものとします。また、独立委員会は、当社取締役会情報について、当社取締役、執行役員、立案等に参画した従業員、立案等に際し助言を行った第三者等に対し、独立委員会が必要とする説明を要請することがあります。要請を受けた者は、必ずこれに応じるものとします。

(ii) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動するか否かを判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとしたします(但し、当社定款第11条第1項に基づき当社株主総会を招集する場合には、当該株主総会の決議に従います。)

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問の他、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、

当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置を発動するか否かを判断するものとします。

但し、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当てに関する議案を当社定款第11条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあります。当該株主総会が開催される場合には、当該株主総会において本新株予約権の無償割当てに関する決議がされるまでの間、大規模買付者は、大規模買付行為を開始することができないものとします。当該株主総会において当該議案が可決された場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てを行います。

(iii) 発動した対抗措置の中止又は撤回

当社取締役会が上記(ii)に記載の手続に従って対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、且つ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保若しくは向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記①又は②の場合に該当するに至った具体的事情を提示した上で、改めて独立委員会に諮問するとともに、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。独立委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記独立委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、発動した対抗措置を、当社取締役会は通常の決議により中止又は撤回し、速やかにその旨を開示いたします。なお、対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権の無償割当ての基準日に係る権利落ち日(以下「本権利落ち日」といいます。)の前々営業日までに、本新株予約権の無償割当てを中止する場合がありますが、本権利落ち日より前に、本新株予約権の無償割当てが実施され、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを信頼して当社の株式の売買を行われた一般投資家の皆様が株価の変動により損害を被ることのないよう、本権利落ち日の前営業日以降に

おいては、本新株予約権の無償割当ては中止しないものとします。但し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までに おいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります(この場合には、(ご参考) に記載のとおり、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った株主の皆様が株価の変動により損害を被る可能性があります。)

(iv) 独立委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として必要且つ十分であるかについて疑義がある場合その他当社取締役会が必要と認める場合には、上記の対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に独立委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、独立委員会は、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(c) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、2026年6月に開催予定の当社第115期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、本対応方針の有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は、②当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されるものとします。

また、当社は、本対応方針が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

以 上

(ご参考)

1. 株主・投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本対応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、原則に従い本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で、別途定められる効力発生日において、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記「対応方針の内容」(3)(b)(iii)に記載の手続等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、本新株予約権の無償割当てに係る基準日以降、本新株予約権の行使又は取得の結果とし

て株主の皆様が株式が交付される場合には、株主名簿に株主の皆様の株式が記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意下さい。

2. 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(1) 株主名簿への記録

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、原則に従い本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会において基準日を定め、これを公告します。基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その有する株式の数に応じて本新株予約権が割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

(2) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日における手続

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、基準日における株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込み等の手続は不要です。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主の皆様に必要なとなる手続

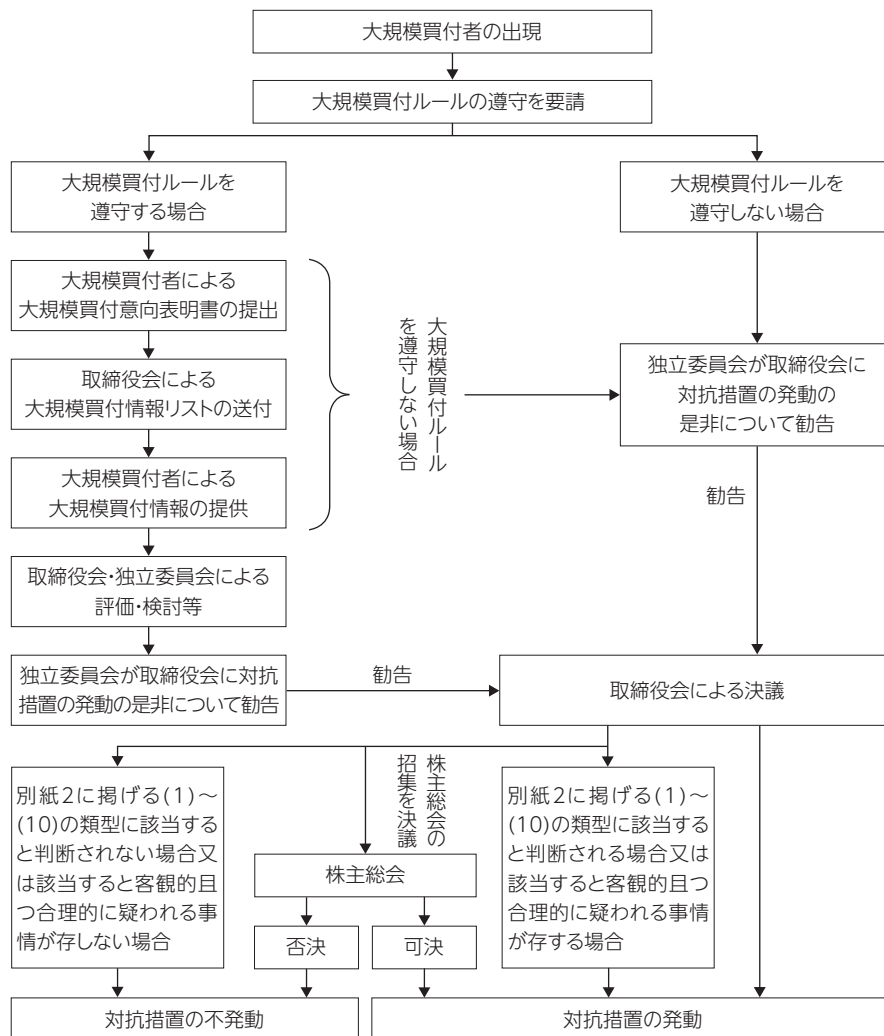
当社が本新株予約権を取得条項に基づき取得する場合には、当社は、会社法に定められた手続(会社法第273条、第274条)に従い、取締役会の決議を行い、且つ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、取得を行います。また、大規模買付者その他の一定の者以外の株主の皆様が本新株予約権の行使可能期間の到来を待って本新株予約権を行使していただく場合には、当社は、会社法に定められた手続(会社法第279条第2項)に従い、当該行使可能期間の初日の到来前に、新株予約権者の皆様に対して、割当ての通知を行いますので、株主の皆様におかれましては、行使可能期間内に本新株予約権を行使して下さいようお願い申し上げます(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)

なお、いずれの手続を行う場合であっても、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時且つ適切に開示を行いますので、対抗措置が発動される場合には、株主の皆様におかれましては、当社からなされる情報開示にご留意下さい。

以 上

(別紙1)

本対応方針の概要(大規模買付行為が開始された場合のフローチャート)



(別紙2)

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- (1) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容(当該取得の時期及び方法を含みます。)、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限られません。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合

- (6) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (7) 大規模買付者による支配権の取得により、当社の株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が著しく毀損され、その結果として当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
- (8) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
- (9) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- (10) その他(1)乃至(9)に準ずる場合で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以 上

(別紙3)

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議、株主総会の決議、又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済みの普通株式の総数(但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。)と同数以上で別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式(但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。)1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は1株とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤これら①乃至④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、⑥これら①乃至⑤に該当する者の関連者（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権1個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が発動した対抗措置の中止若しくは撤回を決議した場合又は本新株予約権無償割当て決議において別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとします。

11. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

(別紙4)

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、その判断の合理性及び公正性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員会の委員(以下「独立委員」という。)は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、各独立委員との間で、当社に対する善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員の任期は、選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

7. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について評価・検討した上で決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
- (1) 本対応方針に係る対抗措置の発動の是非(大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであるか否かの判断を含む。)
 - (2) 本対応方針に係る対抗措置の中止又は撤回
 - (3) その他本対応方針に関連して当社取締役会が任意に独立委員会に対して諮問する事項
各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、執行役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が必要とする事項に関する説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家等(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)から助言を得ることができる。
- 以 上

(別紙5)

独立委員会委員の略歴

にしやま まさる
西山 勝

【略歴】

- 1986年4月 九州電力株式会社入社
- 2019年6月 同社執行役員国際室長
- 2021年6月 同社上席執行役員コーポレート戦略部門長
- 2022年6月 同社常務執行役員コーポレート戦略部門長（現任）

ひさどめ かずお
久留 和夫

【略歴】

- 1977年10月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）福岡事務所入所
- 1981年8月 公認会計士登録
- 1991年5月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）社員
- 1998年5月 同法人代表社員
- 2014年7月 久留公認会計士事務所代表（現任）
- 2016年6月 OCHIホールディングス株式会社社外監査役
- 2018年6月 当社社外取締役監査等委員、独立委員会委員（現任）
- 2019年6月 OCHIホールディングス株式会社社外取締役監査等委員（現任）

おだ まさひこ
小田 昌彦

【略 歴】

- 1977年4月 株式会社安川電機入社
- 1999年3月 米国安川電機株式会社 副社長
- 2006年3月 株式会社安川電機技術開発本部技術企画グループ長
- 2010年3月 同社経営企画室グローバル経営管理グループ長
- 2014年3月 同社経営企画室経営企画担当
- 2014年6月 同社監査役（常勤）
- 2015年6月 同社取締役監査等委員（監査等委員会委員長）
- 2018年5月 同社退任
- 2019年6月 当社社外取締役監査等委員、独立委員会委員（現任）

すぎはら ともか
杉原 知佳

【略 歴】

- 1999年3月 司法研修所（第51期）終了
- 1999年4月 福岡県弁護士会入会弁護士登録
三浦・奥田・岩本法律事務所入所
- 2007年4月 同事務所共同経営者
- 2012年8月 三浦・奥田・杉原法律事務所共同経営者（現任）
- 2019年6月 株式会社シティアスコム社外取締役監査等委員（現任）
- 2020年6月 当社社外取締役監査等委員、独立委員会委員（現任）
- 2022年6月 九州電力株式会社社外取締役監査等委員（現任）

以 上

事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経済環境は、新型コロナウイルス感染症禍からの景気回復が進んでいるものの、ロシア・ウクライナ情勢の長期化による資源・原材料価格の高騰等により、世界経済は不確実性が増しております。また、国内経済においても、ウィズコロナの下での回復が進む一方で、世界経済の減速による悪化も懸念され、先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループがターゲットとする市場におきましては、産業用機器・部品市場が、液晶ディスプレイ並びに二次電池製造用途での需要が旺盛であり好調に推移したものの、半導体・電子部品市場及び自動車部品市場が当連結会計年度下半期より在庫調整等による影響を受けており、また、衛生用品機器市場においては、需要環境の変化や、顧客の投資抑制からの回復遅れが継続していることから、低調に推移しました。

このような経済環境のもと、当社グループは、「日本タングスングループ2024中期経営計画」の前半2年となる1stステージにおいて、突発的な環境変化においても安定した利益を創出するための利益体質強化に注力し、既存事業の競争力及び収益力の強化や、新商品の積極的なPR活動、さらには一部で事業の再構築を行う等、成長に向けた基盤の強化を推進してまいりました。

上記の結果、当社グループの売上高は、前年度比5.0%増の126億4千5百万円となりました。

損益面では、原材料価格の高騰及び光熱費の上昇の影響等があったものの、滞留在庫の圧縮や、ウィズコロナ下での継続的な旅費等の低減等、全社的な収益改善に向けた取り組みにより、営業利益は、前年度比1.5%増の9億2千7百万円となりました。経常利益は、テナントの退去による不動産賃貸料の減少等により、前年度比0.9%減の12億2千7百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、賃上げ促進税制の適用等により、法人税、住民税及び事業税が減少したものの、特別損失として、機械部品事業における衛生用品機器市場の収益性の低下に伴い、減損損失2億2百万円を計上したこと等により、前年度比11.8%減の7億6千7百万円となりました。

セグメント別の状況は次のとおりです。なお、セグメント別の金額については、売上高はセグメント間の取引を含んでおり、営業損益は全社費用等調整前の金額であります。

【機械部品事業】

■半導体・電子部品市場

情報機器関連のハードディスクドライブ（HDD）用磁気ヘッド基板は、データセンター等で使用される大容量HDDが、当連結会計年度下半期より、需要の一服による在庫調整の影響を受けており、減収となりました。

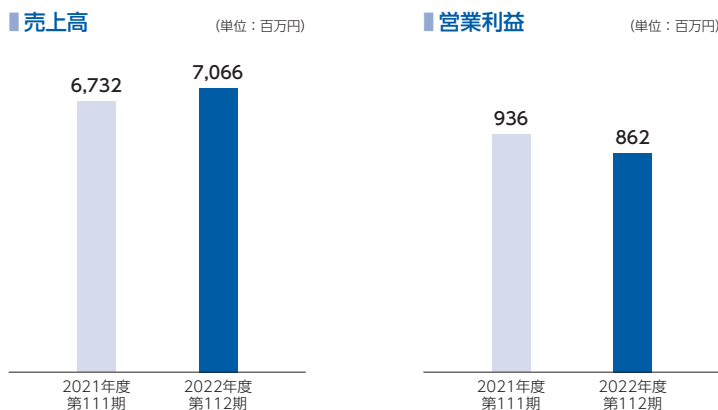
■産業用機器・部品市場

塗付工具用として使用される超硬長尺製品が、液晶ディスプレイ並びに二次電池製造用途での需要が旺盛であり、増収となりました。また、レンズ成形用金型製品が、ミラーレスカメラ用交換レンズの需要が伸長しており、増収となりました。さらに、二軸混練押出機用の金属部品が、中国向けのリチウムイオン電池製造用途の需要が好調であり、増収となりました。

■衛生用品機器・医療用部品市場

おむつなどの衛生用品製造設備の部品であるNTダイカッターは、需要環境の変化や、顧客の投資抑制からの回復遅れにより、低調に推移しました。

この結果、機械部品事業の売上高は前年度比5.0%増の70億6千6百万円となり、営業利益は注力商品の減収等により、同7.9%減の8億6千2百万円となりました。



【電機部品事業】

■自動車部品市場

E V用接点は、車載向け半導体の供給不足による自動車生産の減産と減産に伴う在庫調整の影響により、減収となりました。また、電装部品溶接用の抵抗溶接用電極は、中国向けの需要が回復傾向にあるものの、前年並みに留まりました。

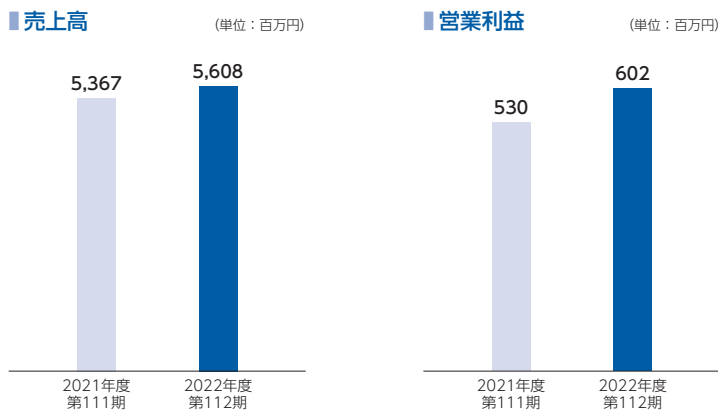
■産業用機器・部品市場

産業用設備向けのブレーカー用電気接点が、従来の生産設備向け用途や、再生可能エネルギー発電の送電等での用途が堅調に推移し、増収となりました。

■衛生用品機器・医療用部品市場

医療関連部材のカテーテル用タングステンワイヤー製品は、当連結会計年度上半期に好調となって以降、底堅く推移しており、増収となりました。

この結果、電機部品事業の売上高は前年度比4.5%増の56億8百万円となり、営業利益は同13.7%増の6億2百万円となりました。



(2) 資金調達状況

当社は、取引銀行5行と限度額20億円のコミットメントライン契約を締結しております。
当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は6億1千4百万円であり、その主なものは、機械及び装置の増設並びに更新等であります。

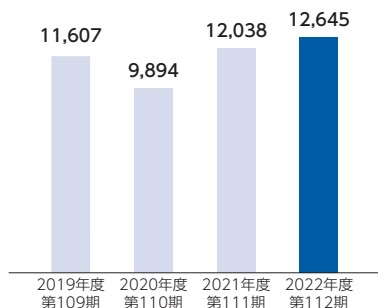
なお、これらの所要資金は主に自己資金で賄っております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年度 (第109期)	2020年度 (第110期)	2021年度 (第111期)	2022年度 (第112期)
売上高 (百万円)	11,607	9,894	12,038	12,645
経常利益 (百万円)	671	643	1,239	1,227
親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失 (△) (百万円)	598	△62	870	767
1株当たり当期純利益または当期純損失 (△) (円)	245.97	△26.02	361.01	317.56
総資産 (百万円)	16,140	14,994	16,446	16,807
純資産 (百万円)	9,986	10,011	10,736	11,251

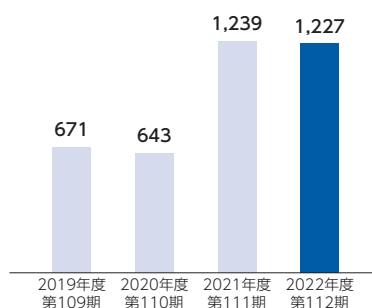
■ 売上高

(単位: 百万円)



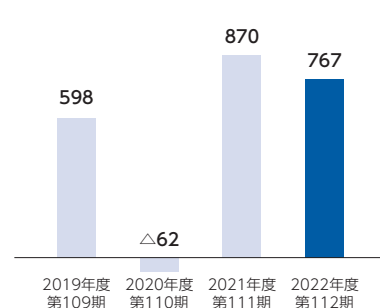
■ 経常利益

(単位: 百万円)



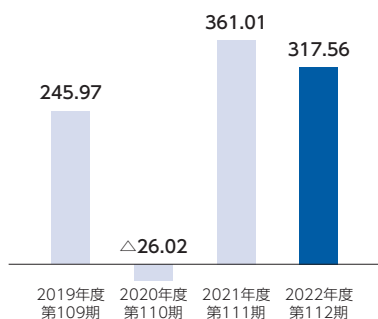
■ 親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失 (△)

(単位: 百万円)



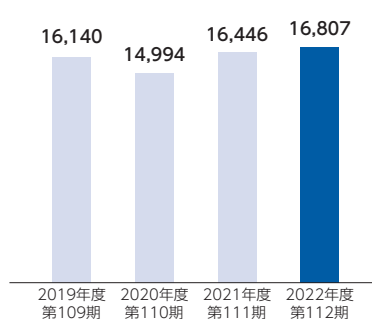
■ 1株当たり当期純利益または当期純損失 (△)

(単位: 円)



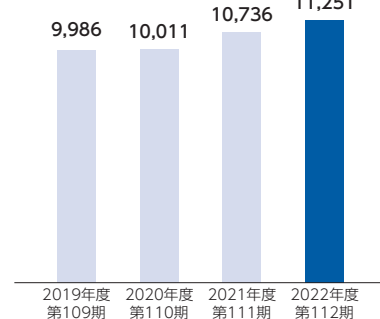
■ 総資産

(単位: 百万円)



■ 純資産

(単位: 百万円)



(5) 対処すべき課題

世界経済は、景気後退が懸念される中で、国内経済は、原材料価格の高騰、さらには、海外の需要減少による国内への影響から、製造業を中心に回復鈍化の懸念もあり、先行きは不透明感が高まっております。

このような環境のもと、当社グループの業績は、「日本タングステングループ2024中期経営計画（2024中計）」の前半2年となる1stステージを終え、目標とする経営指標である営業利益率及びROEにおいて、概ね当初計画のとおり進捗いたしました。しかしながら、新型コロナウイルス感染縮小後の急回復した需要が一服したことや、半導体・電子部品市場や自動車部品市場の在庫調整等による一時的な需要減の影響もあり、2024中計の後半2年となる2ndステージは、特に1年目となる2024年3月期（2023年度）において、厳しい需要環境となることが見込まれます。

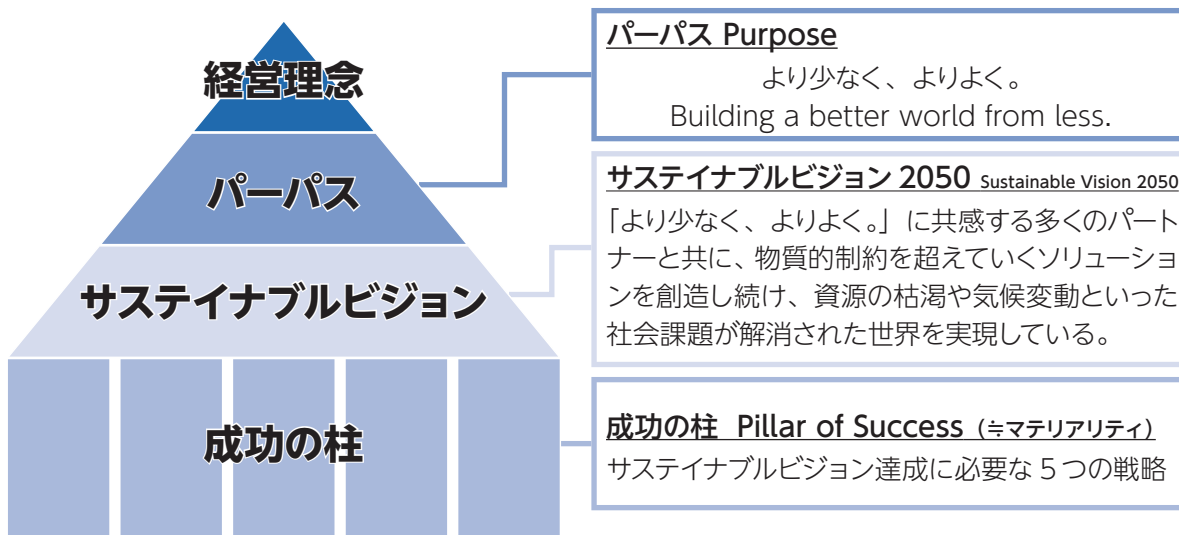
このような状況の中、2024中計の2ndステージでは、生産性効率化を目的とした抜本的な工程の配置等の見直しや、工程におけるデジタル管理の推進により、利益体質の一層の強化を進め、成長が期待される商品の事業拡大の取り組みによる事業ポートフォリオの改善を図ることで、企業価値を高めてまいります。また、新商品開発においては、長年のものづくりで培った知見及び技術や、ターゲット市場における、ものづくりのトレンド等の情報収集力を高め、より高度な商品開発とその加速化に取り組み、外部環境の変化に柔軟に対応できる企業体質への転換を目指し、取り組んでまいります。

「日本タングステングループ2024中期経営計画」計数計画及び実績

	2022年度実績	2023年度計画	2024年度目標
売上高	126億円	120億円	130億円
営業利益	9.2億円	6.2億円	10億円
営業利益率	7.3%	5.2%	8%
ROE	7.0%	4.9%	8%

サステナビリティへの取り組みにおいては、不確実性がさらに深まりつつある現代において、当社グループの経営理念の下、経済はもとより社会や地球環境に対して、どのような価値提供や貢献をすべきかを示す「パーパス」を定め、2050年という未来を「サステナブルビジョン」として描き、そのビジョン達成のための戦略を「成功の柱（マテリアリティ）」とする「サステナビリティ経営基本計画」を策定しました。また、本基本計画の実効性を高めるため、全社横断的な組織であるサステナビリティ経営委員会を2023年5月1日に設置し、環境課題・社会課題への対応や社会貢献活動に取り組んでまいります。

サステナビリティ経営基本計画



(6) 主要な事業内容

当社グループは、「機械部品事業」「電機部品事業」を事業セグメントとして事業を行っております。

各事業の主要な製品等は次のとおりであります。

セグメント	主 要 製 品 等
機 械 部 品 事 業	NTダイカッター、磁気ヘッド基板、半導体・液晶関連機械部品 耐摩耐食部品、機械部品、超硬・セラミックス精密加工品 ウルトラファインバブル関連製品、自動化・省力化機器等
電 機 部 品 事 業	電力開閉機器用電気接点、抵抗溶接・放電加工・プラズマ用等電極、X線遮蔽材 バランス用錘、照明及び医療用タングステン及びモリブデン線・棒・板等
そ の 他	ビル管理事業等

(7) 主要な事業所

- ①当 社 本 社 福岡市博多区美野島一丁目2番8号
事務所 東京事務所（東京都）、刈谷事務所（愛知県）、大阪事務所（大阪府）
工場 基山工場（佐賀県）、飯塚工場（福岡県）、宇美工場（福岡県）
- ②子 会 社 株式会社福岡機器製作所（佐賀県）
株式会社昭和電気接点工業所（福岡県）
上海恩悌三義実業发展有限公司（中国上海市）
NIPPON TUNGSTEN USA, INC.（米国ウエストバージニア州）
NIPPON TUNGSTEN EUROPE S.r.l.（イタリアローマ市）
NIPPON TUNGSTEN DO BRASIL SOLUÇÕES DE CORTE LTDA.（ブラジルサンパウロ州）（注）
- ③関連会社 SV NITTAN CO.,LTD.（タイ国バンコク市）

（注）2022年12月14日開催の当社取締役会において、解散し清算することについて決議し、現地の法令に従い必要な手続きを進め、解散決議を経て清算終了となる予定です。

(8) 従業員の状況

①当社グループにおける状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
機 械 部 品 事 業	285 [24]名	14名減
電 機 部 品 事 業	145 [24]名	5名増
そ の 他	1 [-]名	-
全 社 (共 通)	82 [4]名	4名増
合計	513 [52]名	5名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除く）であり、臨時従業員は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、準社員・パートタイマー等の従業員を含み、派遣社員を除いております。

②当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
436名	2名増	40.0 歳	16.3 年

- (注) 従業員数は就業人員数（出向者を除く）であり、臨時従業員数31名（年間平均人員）を含んでおりません。

(9) 親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社 福岡機器製作所	20 百万円	100.0 %	産業用機械装置類の製造及び修理に関する 工事
株式会社 昭和電気接点工業所	10 百万円	100.0 %	電気接点、その他電子部品の製造販売
上海恩悌三義実業発展 有限公司	7 百万米ドル	100.0 %	産業用機械装置及び部品の製造販売並びに NTダイカッターの販売及び再研磨加工
NIPPON TUNGSTEN USA, INC.	24 千米ドル	100.0 %	NTダイカッターの販売及び再研磨加工
NIPPON TUNGSTEN EUROPE S.r.l.	10 千ユーロ	100.0 %	NTダイカッターの販売及び再研磨加工
NIPPON TUNGSTEN DO BRASIL SOLUÇÕES DE CORTE LTDA. (注) 1・2	18 百万ブラジルレアル	100.0 % (12.8)	NTダイカッターの販売及び再研磨加工

- (注) 1. 出資比率の()内は間接所有割合(内数)を示しています。
 2. 2022年12月14日開催の当社取締役会において、解散し清算することについて決議し、現地の法令に従い必要な手続きを進め、解散決議を経て清算終了となる予定です。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高(百万円)
株 式 会 社 福 岡 銀 行	800
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	620
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	390
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	300
株 式 会 社 り そ な 銀 行	270
株 式 会 社 北 九 州 銀 行	50

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況(2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	後 藤 信 志	社長執行役員
取 締 役	毛 利 茂 樹	常務執行役員 事業・開発技術統括責任者、品質保証担当、 事業支援本部担当
取 締 役	中 原 賢 治	執行役員 電機部品事業本部長 兼 経営企画担当 兼 基 山工場長 上海恩梯三義実業発展有限公司董事長
取 締 役	原 口 寿	執行役員 経営管理本部長、コンプライアンス担当
取 締 役	穠 山 泰 治	九州電力株式会社 取締役常務執行役員エネルギーサービス 事業統括本部長
取 締 役 (監査等委員) (常 勤)	今 里 州 一	
取 締 役 (監査等委員)	久 留 和 夫	久留公認会計士事務所代表
取 締 役 (監査等委員)	小 田 昌 彦	
取 締 役 (監査等委員)	杉 原 知 佳	三浦・奥田・杉原法律事務所共同経営弁護士

- (注) 1. 取締役大島正信氏、山崎洋氏及び豊馬誠氏は、2022年6月29日開催の第111期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
2. 取締役穠山泰治氏、久留和夫氏、小田昌彦氏及び杉原知佳氏は、社外取締役であります。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員を選定しております。
4. 取締役（監査等委員）久留和夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役（監査等委員）杉原知佳氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務等に関する知見を有するものであります。
6. 取締役穠山泰治氏、久留和夫氏、小田昌彦氏及び杉原知佳氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

7. 当社と取締役穂山泰治氏、久留和夫氏、小田昌彦氏及び杉原知佳氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
8. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、執行役員及び管理職従業員等であり、保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

9. 2023年4月1日付で以下の取締役の担当等に変更がありました。

氏名	新	旧
毛利 茂樹	取締役 常務執行役員 事業統括責任者、品質保証担当、電機部品事業本部・事業支援本部担当	取締役 常務執行役員 事業・開発技術統括責任者、品質保証担当、事業支援本部担当
中原 賢治	取締役 執行役員 経営企画・開発技術センター担当 兼 基山工場長	取締役 執行役員 電機部品事業本部長 兼 経営企画担当 兼 基山工場長

10. 取締役兼務の者を除く2023年4月1日現在の執行役員は次のとおりです。

氏名	担当及び重要な兼職の状況
味富 晋三	執行役員 機械部品事業本部長

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)						対象となる 役員の数 (名)
		固定報酬			業績連動報酬			
		基本 報酬	株式取得 目的報酬	計	賞 与	譲渡制限 付株式 報酬	計	
取 締 役 (監査等委員を除く)	94	42	8	50	35	7	43	6
社 外 取 締 役	5	5	—	5	—	—	—	2
計	99	48	8	56	35	7	43	8
監 査 等 委 員	14	14	—	14	—	—	—	1
社 外 監 査 等 委 員	17	17	—	17	—	—	—	3
計	31	31	—	31	—	—	—	4

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役4名の使用人給与相当額37百万円を支払っております。
2. 譲渡制限付株式報酬の額は、2020年6月26日開催の取締役会決議及び2021年6月29日開催の取締役会決議による譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る当事業年度の費用計上額であります。
3. 業績連動報酬等として取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して単年度業績に連動した短期インセンティブとしての「賞与」及び中長期的な株価上昇及び企業価値向上へのインセンティブとしての「譲渡制限付株式報酬」を支給しております。
- 業績連動報酬等の額（または数）の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、賞与は、単年度経営成績の成果を総合的に反映する指標である連結経常利益を基準とし、譲渡制限付株式報酬は、経営成績の最終成果を表す親会社株主に帰属する当期純利益（以下、「当期純利益」という。）を基準としております。
- 「賞与」の額の算定方法は、対象年度の連結経常利益から株主還元相当額を控除した額に一定の率を乗じた額を役員別係数等により配分し、毎年6月に支給しております。また、「譲渡制限付株式報酬」の額の算定方法は、前連結会計年度の当期純利益の達成レンジにより決定した額に役員別係数を乗じた額に基づき株式を割当て、毎年7月に支給しております。なお、当連結会計年度を含む連結経常利益及び当期純利益(選定した業績指標)の推移は1. (4) 財産及び損益の状況の推移に記載のとおりであります。

(3) 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

①取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第105期定時株主総会において年額1億5,400万円以内（うち、社外取締役分は年額1,000万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は1名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月28日開催の第107期定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額3,000万円以内、株式数の上限を年16,000株以内（社外取締役及び監査等委員である取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、第105期定時株主総会において年額4,800万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア.決定方針の概要

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めており、その概要は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役職や職責に応じた適正な水準とすることを基本方針としております。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬及び業績連動報酬により構成され、固定報酬は基本報酬及び株式取得を目的とした株式取得目的報酬、業績連動報酬は金銭報酬（賞与）及び株式報酬（譲渡制限付株式報酬）で構成されております。

なお、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から基本報酬のみとしております。

イ.報酬の構成

a.固定報酬

基本報酬は、月例の報酬とし、役職や職責に応じて同規模・同一業種等の世間水準及び社員給与とのバランス等を勘案し決定しております。

株式取得目的報酬は、月例の報酬とし、役職や職責に応じて決定しております。

b.業績連動報酬

業績連動報酬は、単年度業績に連動した短期インセンティブとしての賞与及び中長期的な株価上昇及び企業価値向上へのインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬としております。

賞与は、単年度経営成績の成果を総合的に反映する指標である連結経常利益を基準とし、譲渡制限付株式報酬は、経営成績の最終成果を表す親会社株主に帰属する当期純利益を基準としております。

賞与及び譲渡制限付株式報酬の支給については、事業報告の3. 会社役員に関する事項の(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額の(注) 3に記載しております。

c.業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合

業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合は、概ね業績連動報酬(金銭)：10-32%、業績連動報酬(非金銭)：10-8%、業績連動報酬以外の報酬等：80-60%となるよう設定しております。

ウ.報酬決定に関する手続の概要

a.取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬

株主総会で決議された枠内で、指名・報酬諮問委員会(構成員の過半数が社外取締役、かつ、委員長が社外取締役)で報酬の構成や支給基準及び各取締役の報酬、賞与及び譲渡制限付株式の加算、減額または不支給に係る評価プロセスの相当性について審議し、取締役会に助言・提言を行っております。

取締役会は、指名・報酬諮問委員会からの助言・提言を受けた役員報酬について審議し、決定しております。

b.各取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の賞与の加算及び減算(不支給含む)

取締役会決議に基づき取締役社長がその具体的内容について委任を受けております。取締役会は、当該内容が取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、委任を受けた取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。なお、株式報酬(譲渡制限付株式報酬)は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)個人別の割当株式数を決議しております。

c.監査等委員である取締役の報酬

株主総会で決議された枠内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

エ.その他重要事項

譲渡制限付株式報酬については、取締役在任期間中に、当社・各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）間で締結する譲渡制限付株式割当契約に定められるクローバック条項（内部規程違反等を含む一定の条件に該当し、割り当てた譲渡制限付株式の返還を求める条項）に該当した場合は、指名・報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえて、当該譲渡制限付株式割当契約に従い、譲渡制限付株式の返還を受けることとなっております。

オ.決定方針の決定方法

当社の決定方針は、指名・報酬諮問委員会での諮問を受け、同委員会から答申された内容を踏まえ、2022年4月22日開催の取締役会で決議し決定しております。

カ.当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会の諮問機関として設置した指名・報酬諮問委員会で審議することにより、公正かつ透明性の高い手続を行っており、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員後藤信志が、各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬の個人別の報酬額の具体的内容に関し、加算及び減算（不支給含む）について委任を受けております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには取締役社長が最も適しており、取締役会から委任を受けた取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会は当該権限が取締役社長によって適切に行きわたるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、委任を受けた取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	兼職の内容	当社との関係
社外取締役	穠山 泰治	九州電力株式会社	取締役常務執行役員	(注) 1
社外取締役 (監査等委員)	久留 和夫	久留公認会計士事務所	代表	(注) 2
社外取締役 (監査等委員)	小田 昌彦			
社外取締役 (監査等委員)	杉原 知佳	三浦・奥田・杉原法律事務所	共同経営弁護士	(注) 3

- (注) 1. 社外取締役穠山泰治氏は、九州電力株式会社の取締役常務執行役員であります。当社は、太陽光発電事業を行っており、九州電力株式会社に売電しておりますが、年間売上高に占める割合は、0.5%未満と軽微であります。
2. 社外取締役(監査等委員)久留和夫氏は、OCHIホールディングス株式会社の社外取締役(監査等委員)であります。なお、久留公認会計士事務所及びOCHIホールディングス株式会社と当社との間に特別の関係はありません。
3. 社外取締役(監査等委員)杉原知佳氏は、九州電力株式会社及び株式会社シティアスコム(注)の社外取締役(監査等委員)であります。なお、三浦・奥田・杉原法律事務所及び株式会社シティアスコムと当社との間に特別の関係はありません。また、当社は、太陽光発電事業を行っており、九州電力株式会社に売電しておりますが、年間売上高に占める割合は、0.5%未満と軽微であります。

②当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	主な活動状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	穠山 泰治	11回中 11回	—	<p>取締役・経営陣から独立し、また、他社での現経営者としての立場から経営全体を俯瞰し、当社グループの課題やリスクに対して助言・提言等を行い、企業価値向上に資する発言を積極的に行っております。</p> <p>また、取締役及び経営陣幹部の指名及び報酬決定プロセスにおいて、任意の指名・報酬諮問委員会の委員を務め、適切な人材評価、人材配置や業務執行の適切な評価等を通じ、豊富で優れた知見を発揮するとともに取締役及び経営陣の監督を行っております。</p> <p>取締役会以外においても、社外取締役による意見交換を行っているほか、適時、代表取締役等に経営上有用な意見等を行っております。</p>

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	主な活動状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	久留和夫	13回中 12回	13回中 12回	<p>取締役・経営陣から独立した立場で、公認会計士としての豊富な経験に基づき、専門的見地から、取締役会等の場において主に当社グループの財務上の課題やリスクに対して、合理的かつ偏重のない審議を実施していくための必要な発言を積極的に行っております。</p> <p>また、取締役及び経営陣幹部の指名及び報酬決定プロセスにおいて、任意の指名・報酬諮問委員会の委員長を務め、評価プロセスにおける適切な人材評価、人材配置や業務執行の適切な評価等を通じ、委員の意見を取りまとめ、豊富で優れた知見を発揮するとともに取締役及び経営陣の監督を行っております。</p> <p>取締役会以外においても、社外取締役による意見交換を行い、その意見は監査等委員会の意見として取りまとめたのち、適時、代表取締役等に意見しております。</p>
社外取締役 (監査等委員)	小田昌彦	13回中 13回	13回中 13回	<p>取締役・経営陣から独立した立場で、経験豊富な経営者の視点や、他社での監査等委員としての活動経験から経営全体を俯瞰し、取締役会等の場において当社グループの課題やリスクに対する客観的な指摘や実務経験を生かした助言・提言等を行うとともに、合理的かつ偏重のない審議を実施していくための必要な発言を積極的に行っております。</p> <p>また、取締役及び経営陣幹部の指名及び報酬決定プロセスにおいて、任意の指名・報酬諮問委員会の委員を務め、適切な人材評価、人材配置や業務執行の適切な評価等を通じ、豊富で優れた知見を発揮するとともに取締役及び経営陣の監督を行っております。</p> <p>取締役会以外においても、社外取締役による意見交換を行い、その意見は監査等委員会の意見として取りまとめたのち、適時、代表取締役等に意見しております。</p>

社外取締役 (監査等委員)	杉原 知佳	13回中 13回	13回中 13回	<p>取締役・経営陣から独立した立場で、弁護士としての豊富な経験に基づき、専門的見地から、取締役会等の場において当社グループの法務上の課題やリスクに対して、合理的かつ偏重のない審議を実施していくための必要な発言を積極的に行っております。</p> <p>また、取締役及び経営陣幹部の指名及び報酬決定プロセスにおいて、任意の指名・報酬諮問委員会の委員を務め、適切な人材評価、人材配置や業務執行の適切な評価等を通じ、豊富で優れた知見を発揮するとともに取締役及び経営陣の監督を行っております。</p> <p>取締役会以外においても、社外取締役による意見交換を行い、その意見は監査等委員会の意見として取りまとめたのち、適時、代表取締役等に意見しております。</p>
------------------	-------	-------------	-------------	---

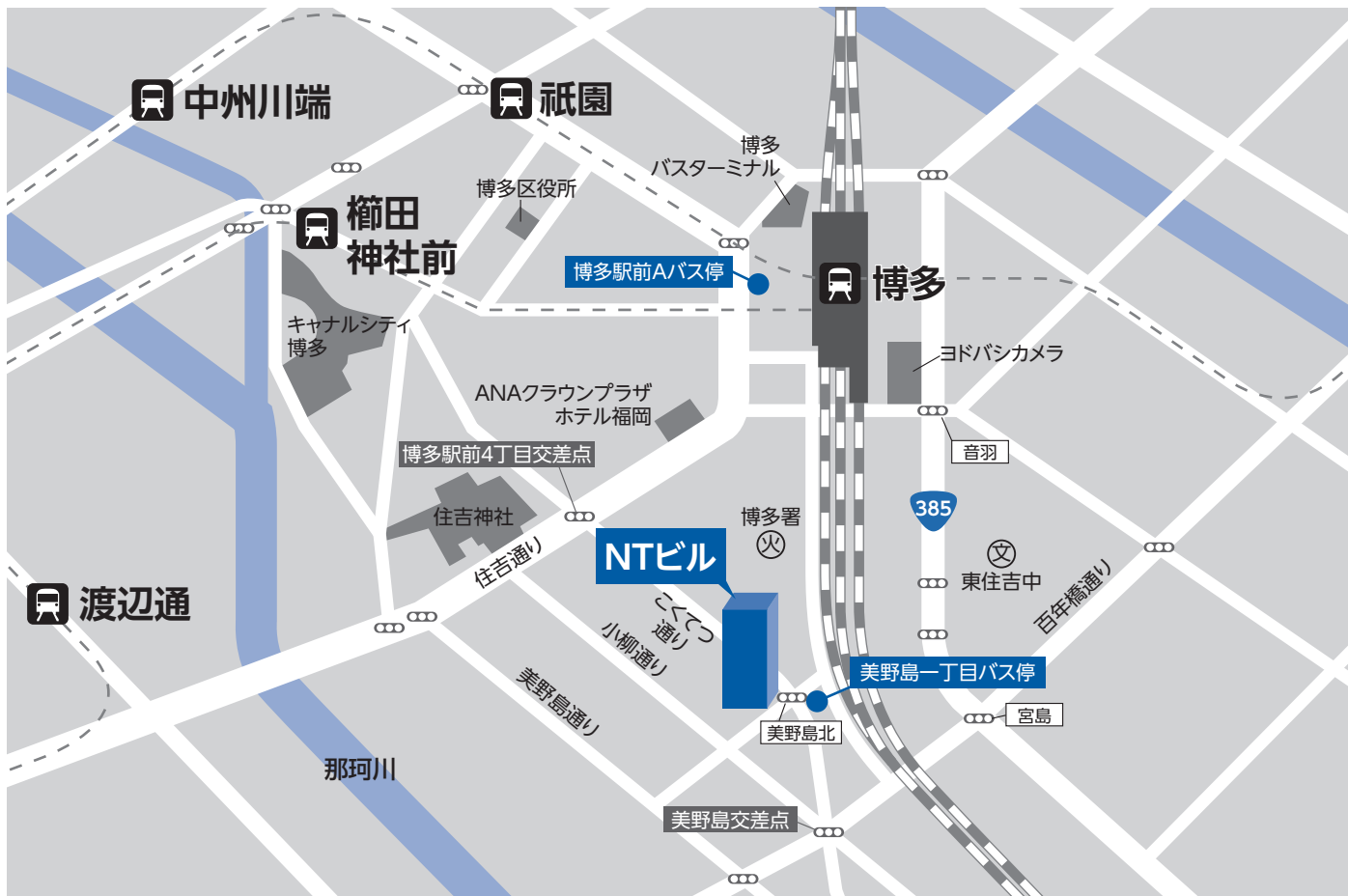
(注) 種山泰治氏の取締役会の出席状況は、2022年6月29日就任後に開催した取締役会のみを対象としております。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

日本タングステン株式会社 株主総会会場ご案内図

会場 福岡市博多区美野島一丁目2番8号 NTビル 10階 大会議室 TEL (092) 415-5500

西鉄バスのご案内 博多駅博多口 博多駅前A (美野島・パナソニック方面)バス停より
④7 那珂川営業所 行き もしくは ④8 福翔・野多目行き乗車後、美野島一丁目バス停下車



※駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。



この印刷物は自然環境保護のために再生紙を使用しています。また、植物油インキを使用しております。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。